

相続人代表者指定(変更)届出書(固定資産現所有者届出書)

令和 年 月 日

受付印

八重瀬町長 様

届出人 住所

氏名

印

電話番号

被相続人(死亡された方)に係る固定資産税の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付に関する書類を受領する相続人代表者(納税義務者)を下記のとおり定めましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出いたします。

被相続人 (死亡された方 [登記名義人])	フリガナ			
	氏 名			
	住 所			
	死 亡 年 月 日	年	月	日
相続人代表者 (新納税義務者)	フリガナ			大正 昭和 平成
	氏 名	生年月日		年 月 日
	住 所			
	電 話 番 号	-	-	続柄
代表者以外 の相続人	フリガナ 氏 名	被相続人 との続柄	住 所	生 年 月 日
				大正 昭和 平成 年 月 日
				大正 昭和 平成 年 月 日
				大正 昭和 平成 年 月 日
				大正 昭和 平成 年 月 日
				大正 昭和 平成 年 月 日
				大正 昭和 平成 年 月 日
				大正 昭和 平成 年 月 日

※この届出書は相続登記とは何ら関係ありません。(本書提出後、相続登記があった場合は登記内容が優先されます。)

※次年度の賦課基準日(1月1日)までに法務局において相続登記が完了しない場合は、地方税法第10条の2の規定により相続権を有する全ての方が納税義務者となりますが、相続人代表者に指定された方に地方税法第343条第2項の規定による固定資産を現に所有する者の代表者として納税通知書を送付いたします。

※なお、本届出書の効力は固定資産税が納期限内に納付されている期間内に限る。滞納となった場合は相続人代表者を解除し、他の法定相続人を新たな代表者として指定することがあります。その際、既に納付された税額は、次の相続人代表者の課税に充当するものとします。

※被相続人の納税証明書は、相続人であれば4課税年度分は発行できますが、あくまで所有者が納めるべき納税額の証明となるため、相続人が納めたという証明にはなりません。相続人が納めたという証明は、納付書の領収書及び口座振替の通帳のみとなりますので、納税後は大切に保管ください。

記 八 重 瀬 町	納 税 義 務 者 番 号	システム登録	管理簿
	現 所 有 者 代 表 者 番 号		

※ なお、本届出書の効力は届出日より1年間とし、その期限の日までに登記所にて登記名義人に変更がなかった場合は、法定相続人全員へ賦課替え(現に所有する者として課税台帳へ登録する)を行うものとする。